

質問書に対する回答

(件名) 長野自動車道 一本松トンネル補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告 (説明書)	4-3. 技術提案書の作成において、様式-提案2の作成にかかる留意事項の欄に「提案は、A3版1枚(片面)を限度とし、文字の大きさは10ポイント以上とする。」と記載があります。一方、様式-提案2のword書式はA4版となっております。A3版とA4版のどちらで提出すれば宜しいでしょうか。	技術提案書作成説明書に示すとおりです。
2	入札公告 (説明書)	4-3. 技術提案書の作成において、様式-提案2に記載する提案数に制限はございますか。	提案数に制限はありません。
3	技術提案書 作成説明書	5. (2) 記載上の注意事項⑦において、「工種ごとに施工日数を記載し標準案に対する車線規制の短縮日数を明示するものとする。」と記載がありますが、集水ます、中央排水工のような技術提案対象外の工種に係る施工日数に対して履行義務は発生するのでしょうか。 また、履行義務が発生する場合は、各工種毎の施工日数に対してでしょうか。 トンネル補強工以外全体の規制日数に対してでしょうか。	技術提案対象外の工種に係る施工日数に対する履行義務は発生しません。
4	技術提案書 作成説明書	技術提案に基づく工事工程表により、技術提案対象外の工種に係る規制日数が設計数量に対して増減した場合は、見積書に反映させるのでしょうか。 また、反映させる場合には、設計書の数量で費用を割り返して見積単価を設定するのでしょうか。	設計数量の増減については、契約締結後の施工において、設計変更の規定に基づき行います。設計図書に示す設計数量に基づき、費用を計上してください。
5	技術提案書 作成説明書 5. (2) 記載上の注意事項⑦	車線規制の日数のカウント方法に関して、 昼間にトンネル補強工を施工し、夜間にトンネル補強工以外を施工した場合の規制日数は、トンネル補強工0.5日、トンネル補強工以外0.5日で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
6	技術提案書 作成説明書 5. (2) 記載上の注意事項⑦	車線規制の日数のカウント方法に関して、 昼間にトンネル補強工を施工し、夜間は施工を行わない場合の規制日数は、トンネル補強工1日、トンネル補強工以外0日で宜しいでしょうか。	トンネル補強工の施工に伴い、車線規制を解除できない状態である場合は、夜間に施工を行わない場合であっても、トンネル補強工1.0日にカウントされます。 また、夜間は施工を行わず、規制を解除している場合はトンネル補強工0.5日でカウントされます。 従って、質問の条件の場合は、トンネル補強工1.0日、トンネル補強工以外0日でカウントされます。

7	技術提案書 作成説明書 5. (2) 記載上の注意事項⑦	車線規制の日数のカウント方法に関して、 昼夜間において並行作業で、変状区間1-2でトンネル補強工を施工し、変状区間2でトンネル補強工以外を施工した場合の規制日数は、トンネル補強工0.5日、トンネル補強工以外0.5日で宜しいでしょうか。	複数区間での並行作業において、トンネル補強工とトンネル補強工以外を施工する場合は、トンネル補強工の規制日数にカウントされます。 従って、質問の条件では、トンネル補強工1.0日、トンネル補強工以外0日でカウントされます。
8	技術提案書 作成説明書 5. (2) 記載上の注意事項⑦	車線規制の日数のカウント方法に関して、 昼間は並行作業で、変状区間1-2でトンネル補強工、変状区間2でトンネル補強工以外を施工し、夜間は並行作業を行わず、変状区間1-2のみでトンネル補強工を施工した場合の規制日数は、トンネル補強工0.5日、トンネル補強工以外0.5日で宜しいでしょうか。	No. 7の回答に基づきお考えください。
9	特記仕様書	8-1 作業期間において、11月21日から翌年4月30日までに「高速道路の昼夜連続車線規制を伴う作業」を行ってはならないと記載されていることから、日々規制は可能と判断できます。一方、別添2 標準工程では、12月・1月に厳冬期休止との記載があります。厳冬期休止期間は日々規制も行ってはならないと考えれば宜しいのでしょうか。	そのとおりです。特記仕様書8-1. 作業期間と別添2「一本松トンネル補強工事の標準工程」に相違が確認され、正しくは、12月・1月は作業を行なってはならない期間（交通規制抑制期間）となります。 なお、上記については、交付図書を訂正いたします。
10	特記仕様書	8-1 作業期間において、令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間に「高速道路の交通規制を伴う作業」を行ってはならないと記載されています。一方で、別添2 標準工程では、令和5年9月19日～令和5年9月22日のSW繁忙期に日々規制作業の記載があります。SW繁忙期は日々規制作業可能と考えて宜しいでしょうか。	作業期間について、特記仕様書8-1. 作業期間と別添2「一本松トンネル補強工事の標準工程」に相違が確認され、正しくは別添2「一本松トンネル補強工事の標準工程」の令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間は交通規制抑制期間であり、当該期間に示している日々規制作業の削除および作業実施期間を訂正します。 なお、上記については、交付図書を訂正いたします。
11	別添3 技術提案に基づく工事 工程表	サイクルタイムの作成は、トンネル補強工のみで宜しいでしょうか。また、サイクルタイムに記載する施工サイクル (h/m)、set数、作業時間 (h) などに発生する履行義務がありましたらご教示ください。	サイクルタイムの作成は、トンネル補強工及びトンネル補強工以外の全ての工種について、別添3「技術提案に基づく工事工程表」にお示しください。 また、技術提案書において、トンネル補強工に関する提案のすべての内容が履行義務となります。ただし、適切ではないと認めた項目についてはこの限りではありません。
12	金抜設計書	計測工B 内空変位測定 (R)および路面変位測定 (R)には、技術提案に基づく工事工程表を反映させるのでしょうか。また、反映させる場合には、設計書の数量で費用を割り返して見積単価を設定するのでしょうか。	工事工程表への反映は、貴社の施工計画に基づきお考えください。 また、設計数量及び見積り単価の考え方については、No. 4の回答に基づきお考えください。
13	特記仕様書	23-5-1 計測工 6) より 計測工B 内空変位測定 (R) および路面変位測定 (R)の測定期間は、インバート掘削 (C-II-K-I (T2)の施工中で宜しいでしょうか。 異なる場合は対象工種をご教示ください。	設計数量の考え方については、No. 4の回答に基づきお考えください。
14	特記仕様書	24. 割掛対照表の項目に示す工事の内容についてオンラインシステム測定費の測定期間は計測工B 内空変位測定 (R)および路面変位測定 (R)の測定期間と同じと考えて宜しいでしょうか。	貴社の施工計画に基づき、必要な期間を計上してください。

15	設計図 29/121 89/121	計測工計画図 数量表の路面変位測定および内空変位測定の期間がすべて空欄となっておりますが、すべて1(月)と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。 設計図29/121と89/121の数量表に空欄が確認され、正しくは、1ヶ月となります。 なお、上記については、交付図書を訂正いたします。
16	設計図 29/121 89/121	計測工計画図 29/121に「※走行側施工時には、追越側にTSを設置、追越側施工時には、走行側にTSを設置」と記載があります。一方、89/121では「走行側施工時には、走行側にTSを設置、追越側施工時には、追越側にTSを設置」と記載があります。TSの設置位置を変える目的をご教示ください。 また、施工者の施工計画によりTSの移設を省略しても宜しいでしょうか。	計測工について、設計図29/121、89/121の注意書きに相違が確認され、注意書きについては削除します。なお、上記については、交付図書を訂正いたします。 また、TSの設置及び移設計画につきましては、貴社の技術提案に基づきお考えください。
17	一本松トンネル補強工事の標準工程	車線規制の切り替え作業に関して、例えば標準工程令和3年6月20日(日)に記載されているような走行・追越の車線切替に関する単価項目は含まれていないと思われませんが、車線切替作業に関する費用は変更・追加項目と考えて宜しいでしょうか。 また、技術提案に基づく工事工程表を作成する際は、車線切替の作業時間は考慮せず、日曜日の車線切替も可能として工程表を作成して宜しいでしょうか。	車線切替作業に関する費用は関連する単価項目に含まれています。 また、日曜日の車線切替も可能です。 技術提案に基づく工事工程表を作成する際は、貴社の施工計画に基づきお考えください。
18	特記仕様書	23-10 交通保安要員 (1) 種別 交通監視員B1,B2に関して、配置人数および交代要員は、大型車両の有無、昼夜連続規制内の工事車両出入口箇所数、夜間通行止め時間中などの施工条件を反映せずに、作業時間(休憩時間を含む)は、記載の人数を配置するものと考えて宜しいでしょうか。	交通監視員B1の配置人数は、そのとおりお考えください。 交通監視員B2の配置人数は、貴社の技術提案に基づき計画ください。
19	特記仕様書	23-10 交通保安要員 (1) 種別 交通監視員B1,B2に関して、配置人数は、規制内での施工箇所数、班数などの施工条件を反映せずに、作業時間(休憩時間を含む)は、記載の人数を配置するものと考えて宜しいでしょうか。	交通監視員B1の配置人数は、そのとおりお考えください。 交通監視員B2の配置人数は、貴社の技術提案に基づき計画ください。
20	一本松トンネル補強工事の標準工程	車線規制 IV×1×0×A1 (R)の数量が金抜き設計書では7回となっておりますが、標準工程からR3年9月27日、9月30日、11月12日、R5年7月11日、7月18日、7月25日の6回ではないでしょうか。	特記仕様書23-9 交通規制工の区分内容のとおり7回です。 ご質問の年月日の他に、「R5年7月6日」が車線規制 IV×1×0×A1 (R)の対象日となります。
21	R02.04.22質問に対する回答書	R2.04.22質問に対する回答書No.8において「入札前価格交渉の見積書はエクセルで作成してよろしいでしょうか。」の質問に対し、「Wordにて、提出して下さい。」と回答されています。エクセルで作成した表をWordに図として貼付け、Wordにて提出すれば宜しいでしょうか。	Excelで作成した表をWordに貼り付けて提出することは可能です。